

10 市税の証明など

市税に関する各種証明書の発行と土地家屋名寄帳等の閲覧は、税制課と各市民センター（石川分館含む）（注1）へ申請してください。証明書の種類と閲覧対象の台帳は、「市税に関する証明と閲覧」の表のとおりです。

市税の証明と閲覧については、個人情報保護のため、次の制限があります。

（1）証明・閲覧の申請ができる人

- ①本人等（相続人、市内同一世帯の親族等を含む）（注2）
- ②本人の代理人（本人から書面で委任等を受けた方、納税管理人、法定代理人等）
- ③借地人・借家人
- ④法令等に基づき、正当な理由のある方（競売申立人等）

（2）申請人の本人確認

窓口にて申請するとき、個人情報保護のため一部（注3）を除いて申請人の本人確認をさせていただきますので、次の表の区分による書類等が必要です。

申請人の区分		申請のときに必要な書類等
個人	① 本人等	a 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要)
	② 本人の代理人	a 代理人であることを明らかにする委任状等 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要) c 法人又は社員等として委任を受けている場合は、社員証等
	③ 借地・借家人	a 賃借人であることを明らかにする賃貸借契約書等 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要)
法人	① 法人の代表者	a 法人の代表者印又は法人代表者であることが分かる書類 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要)
	② 法人の代理人 (代表者以外の社員の方等)	a 法人代表者印の押印がある委任状又は申請書 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要) c 法人又は社員等として委任を受けている場合は、社員証等
法令に基づく 正当な理由を有する者		a 正当な理由を有することを確認できる書類 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要) c 代理人が申請する場合は、代理人であることを明らかにする委任状等

注1：取扱い時間 午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

注1：証明・閲覧の一部は、各市民センター（石川分館含む）では取り扱いできません。

注2：相続人である場合は、相続人とわかる戸籍謄本等をご提示ください。

注2：同一世帯の親族等とは、住民票が一緒に生計を同一にしている親族等のことをいいます。

注2：同じ住所でも、住民票が別の場合は委任状等が必要です。

注2：市外在住の方は、同一世帯の親族であることがわかる住民票等の提示が必要です。

注3：誰でも申請できる証明・閲覧…①納税証明（継続検査用）②法人所在証明 ③昭和46年地目証明

④住宅用家屋証明

市税に関する証明と閲覧

種 類		主 な 使 用 目 的	申 請 窓 口		
			税制課	市民センター	
証 明	納 税 証 明	保証人、資金の借入、入札参加資格申請、ビザの取得、帰化申請	○	○	
	納 税 証 明 (継続検査用)	軽自動車、二輪車の車検 ※無料	○	○	
	所得(課税)証明 又は非課税証明	資金の借入、年金請求、保育園入園、 保証人、奨学金申請、公庫申込み	○	○	
	固 定 資 産	評価証明	保証人、資金の借入、登記申請	○	○
		算出税額証明	売買時の課税精算、競売申立	○	○
		所在証明	防音工事申請、車庫証明申請	○	○
		無資産証明	福祉施設入所、各種申請	○	○
	法人所在証明	法人の自動車登録	○	○	
	昭和46年地目証明	開発行為申請、農家等の建て替え	○	○	
※ 住宅用家屋証明	不動産登記時の登録免許税の軽減	○	※ △		
閲 覧	土地家屋名寄帳	不動産収入に係る確定申告	○	○	
	地 番 図	土地の位置確認	資産税課	×	
	地 積 測 量 図	法務局にない土地の形状や寸法の確認	資産税課	×	

※住宅用家屋証明は、登録免許税の軽減を受けるための証明で、税制課（諸税・証明担当）又は明治市民センターで証明交付いたします。この証明の申請には申請区分や事情によって添付していただく書類が複数ありますので、事前にお問い合わせください。

手数料は、1件300円（固定資産の証明は、2件以上を併せて交付する場合において、2件目以上については、1件当たり100円を加算）です。
なお、住宅用家屋証明は、1件1,300円です。